

# 一般社団法人四国クリエイト協会公益事業助成要領

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人四国クリエイト協会（以下「当会」という）が公益事業として行う、国土の利用、整備、保全及び防災に関する事業を対象に助成方法について必要事項を定め、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(履行義務)

第2条 助成を受けた者は、一般社団法人四国クリエイト協会公益事業助成要領（以下「助成要領」という）及び実施計画書に基づき、誠実に事業を実施するものとする。  
2. 実施計画書の承認内容と異なる事実が判明したときは、助成を取り消すことがある。

## 第2章 助成の方法

(募集・応募)

第3条 当会は助成要領に基づき、毎年1月頃に募集を行う。  
2. 一定の期間に行われる個別の事業(活動)に「助成」するののものであって、主催団体等を助成するものではありません。  
3. 営利目的でなく、広く一般の人を対象にした活動であること。(特定の者を対象とした活動ではないこと)  
4. 毎年4月1日から翌年2月末日までに実施及び完了する活動であること。  
5. 国土の利用、整備、保全及び防災に関する事業のうち、不特定かつ多数の者を対象とした活動実績を有する団体の行う事業とする。  
6. 応募は、実施計画書(様式-1)及び関係書類を添付のうえ、応募締切日までに応募する。  
7. 応募件数は原則、1団体1件とする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、四国内において「助成」対象事業を行うNPO法人、任意団体、市町村、学校等とする。

(決定通知)

第5条 応募事業について、学識経験者等で構成する「公益事業委員会」で審査のうえ助成の可否について、4月上旬までに応募者に通知を行う。

(助成金額)

第6条 助成額は、原則事業実施者の負担を合わせた全体事業費の50%を限度とする。

## 第3章 事業の実施

(実施計画及び事業実施)

第7条 決定通知を受けた事業実施者は、実施計画書に基づき事業を実施する。  
2. 実施計画書の内容に大幅な変更・中止が生じた場合は、当会に速やかに連絡、協議して、事業実施計画書変更届(様式-6)・事業中止届(様式-7)を提出する。  
3. 事業の実施により発生したものは、全て事業実施者の所有とする。

(事業実施報告)

第8条 事業実施者は事業実施後、完了届(様式-2)と事業実施報告書(様式-3)を当会に提出する。事業実施報告書には次の内容を含むものとする。

- (1) 助成事業の実施内容(実施目的、参加人員、実施効果等)を簡潔に記載したもの。
- (2) 助成事業の実施状況がわかるもの(写真、チラシ、新聞記事等)。

(助成金の支払い)

第9条 助成金の支払いは後払いを原則とし、事業実施者は事業完了後、関係書類を添えて、当会に支払いを請求するものとする。

- (1) 事業実施者からの請求書(様式-4)。(助成金にかかる各業者からの請求書等を合計したもの)
  - (2) 振込先は原則事業実施者とする。もし相違する場合は、理由書を添付すること。
  - (3) 各業者からの請求書の写し(品名、数量、単価、金額の内訳が明記されたもの)と、業者からの請求書写し一覧表(様式-5)。
  - (4) 事業実施者がやむを得ず事前に立て替え払いをした場合は、支出明細書及び領収書の写しを提出する事。  
領収書において明細が明らかな場合は、支出明細書を省略することができる。
2. 当会は支払い請求に基づき、事業実施者に原則毎月一回(月末締め翌月25日払い)支払う。支払い請求の最終締切は、2月末日必着とする。
  3. 飲食費等は原則助成金の支払対象とならない。

## 第4章 その他

(情報公開)

第10条 助成事業については事業実施者の了解を得ることなく、事業実施報告等に基づき事業内容等を当会のホームページなどで、公開することができるものとする。

### 附 則

この助成要綱(案)は、平成15年2月1日から施行する。  
平成16年1月30日「助成要領」に改称するとともに一部改正  
平成19年1月16日一部改正  
平成20年1月21日一部改正  
平成21年1月21日一部改正  
平成22年1月 4日一部改正  
平成24年1月 4日一部改正  
平成25年1月 4日一部改正  
平成25年4月 1日一部改正  
平成27年1月14日一部改正  
平成30年1月10日一部改正  
令和2年11月17日一部改正  
令和6年 1月 4日一部改正

## 一般社団法人四国クリエイト協会公益事業助成要領の補足説明

### 第1条の補足説明

国土の利用、整備、保全及び防災に関する事業は、次の通りとする。

- ①防災に関する事業  
防災に関する活動・体験・広報活動等。
- ②研究会・講習会等に関する事業  
社会資本整備に関する研究会・講習会等の開催、建設技術に関する文化・遺構等の保存活動や表彰活動等。
- ③広報活動に関する事業  
河川・道路・ダム・公園等の公共用施設の整備・利活用・保全や建設技術に関する広報活動及び印刷物等の作成・配布。
- ④地域活性化に関する事業  
・地域づくりの推進や地域の再生のための推進等、地域活性化に資する活動等。  
・水環境、地球温暖化防止、河川・道路等の美化・愛護活動等、国土の環境保全に関する活動等。

### 第2条の2.の補足説明

実施計画書の承認内容と異なる事実が判明したときは、助成を取り消すことがあるほか助成金の支払いを含め、取り扱いについては申請者と当会で協議する。

### 第3条の5.の補足説明

国土の利用、整備、保全及び防災に関する事業のうち、不特定かつ多数の者を対象とした活動実績を有する団体の行う事業かどうかを判別するため、事業に関する新聞等の記事又は事業の案内パンフレットなど、実施内容が分かる簡単な資料を応募時に添付するものとする。

### 第5条(決定通知)の補足説明

- ①同一イベントで複数応募があった場合は1団体とする。
- ②審査の経緯等についての問い合わせには応じられない。

### 第6条(助成金額)の補足説明

- ①助成金額は、1件当たり5万円以上とする。
- ②全体事業費については、関係する機関毎の負担が分かるものとする。

(例)

A機関	5万円
B機関	5万円
当会	10万円 (最高50%を限度)
<hr/>	
	計20万円 (全体事業費)

### 第7条(実施計画及び事業実施)の補足説明

- ①主催者と公益事業の支出項目について協議する。なお事業が中止となった場合は助成金の支払いはできない。
- ②当会の公益事業の助成事業であることを、原則として明示することとする。  
※パンフレット、案内チラシ、イベント会場等には、当会が助成支援等している旨を表示。  
※原則、PR用品には、国土の利用、整備、保全及び防災に関する事業のPRとなる標語及び当会の名称を表示。

### 第9条2.の補足説明

支払い請求が最終締切を過ぎると助成金の支払いはしない。

第9条3. の補足説明

助成金の支払い対象とならないものは、以下のとおりとする。

- ① 飲食費（但し配付用のジュース、お茶は除く）。
- ② 事業実施者の組織運営のための通常経費（不特定多数を対象としない会議等に係る費用）。
- ③ 汎用性のある物品で反復使用できるもの（カメラ、パソコン、プリンタ、事務局用のシャツなど）。  
ただし、資産等となる物品の所有・管理について、公益事業委員会が認めたものについてはこの限りではない。
- ④ 1組1,000円を超えるPR用品。
- ⑤ イベント開催時の保険料。
- ⑥ 地域イベント（〇〇まつり）等で、ブース等を設置せず、PR用品の配布のみを行う場合。